

森林管理についての森林組合員の意向と求められる対策

奥田裕規・都築伸行（森林総研）

要旨：組合員の多くは、将来とも森林を所有し続け、木材の販売を目指した林業経営を行いたいと考えている。しかし、昨今の林業を取り巻く状況から、森林管理を委託したくても資金事情から委託できない状況にある。これまで森林管理に携わってきた世代は引退し、世代交代の波が押し寄せている。彼らに森林管理への興味や知識・技術はないに等しい。組合員は、森林管理にかかる費用を負担に感じ、その「軽減措置」と「手入れの相談窓口の充実」や「助言・指導」を求めている。森林管理を作業・技術面で支援する森林組合への期待は大きい。しかし、その森林組合は広域合併や経営改善に迫られ、地域の森林所有者から遠い存在になりつつあり、地域の森林経営を適切に指導できる状況ではなくなりつつある。一方、森林経営を指導する立場にある役場職員や県職員は異動があり、林業の専門家が林業を担当しているとは限らない。また、昨今の行政改革のなかで林業担当職員の人員削減、予算規模の縮小が進み、個別林家への十分な指導ができない状況にある。このような状況を改善し、適切な森林経営が行われていくため、森林組合の果たすべき役割は大きい。

キーワード：森林組合、森林管理、指導、アンケート調査

I はじめに

近年の農山村地域における人口の減少・高齢化及び恒常勤務通勤化の進行は、地域の集落機能や社会活動の低下を招いている。特に存続が危ぶまれるような限界集落では、その状況は一層厳しい。ここでは、管理が十分に行われていない森林も増加しており、森林の果たす多様な機能の発揮に支障を来すことも懸念される。本報告の目的は、森林所有者による森林管理の実態を明らかにし、森林管理の適正化のために必要な対策を明らかにすることである。

II 調査方法

2006年1月下旬～2月中旬、在村と不在村ほぼ同数の森林所有者に対して、所有する森林の現状や今後の森林所有に対する考えを把握することを目的とした「森林の手入れ（森林整備）に関するアンケート調査」を、日林協（現日本森林技術協会）が全国69の森林組合を対象に実施した（1）。著者はその検討委員会の委員としてアンケートの企画立案に参画し、アンケート結果を分析・考察したので、その結果を報告する。

III アンケート結果及び考察

アンケートの発送数は在村組合員が3125名、不在村組合員が3115名でほぼ同数、回収数は在村組合員が2015名（回収率64.5%）、不在村組合員が970名（31.1%）

で、在村組合員の回収率の方が格段に高かった。在村組合員の方が不在村組合員と比較して、森林管理への関心は高い（表-1）。

表-1. アンケート回収率

発送数			回収数			
合計	在村	不在村	合計	在村	不在村	不明
6240	3125	3115	3121	2015	970	136
	50.1	49.9	50	64.5	31.1	

表-2. 所有森林の取得方法

	サンプル数	相続	贈与	購入	その他	無回答
合計	3121	2462 78.9	272 8.7	1049 33.6	60 1.9	52 2.1
在村	2015	1713 85.0	191 9.5	689 34.2	40 2.0	18 0.9
不在村	970	670 69.1	73 7.5	316 32.6	15 1.5	7 0.7
不明	136	79 58.1	8 5.9	44 32.4	5 3.7	27 19.9

森林の取得方法について、アンケート回答者全体の78.9%が相続により森林を取得していた。相続により森林所有者となった割合は在村組合員より不在村組合員の方が16%程度低く、贈与により森林所有者となった所有者の構成割合も、若干不在村所有者の方が低い。購入による取得割合について在村組合員、不在村組合員の差は殆ど見られず、30%強であった。森林を相続した不在村組合員が、さらに森林を追加購入している実

Hironori OKUDA, Nobuyuki TSUZUKI (For. and For. Prod. Res. Inst., Ibaraki305-8687)

The demand of the forest owner about the forest management and a measure to it

態が明らかになった（表－2）。

所有森林に通う頻度について、しばしば訪れるが在村組合員58.1%、不在村組合員34.4%と在村組合員が圧倒的に多い。そして、最近には行ってない、行ったことがない組合員は在村組合員26.8%、不在村組合員が38.7%と不在村組合員がかなり多い。距離的な問題がきいているように思われる（表－3）。

表－3. 所有森林に行く頻度

	サンプル数	しばしば訪れる	年に1度は訪れる	最近には行ってない	行ったことがない	その他	無回答
合計	3121	1555 49.8	851 27.3	908 29.1	44 1.4	28 1.8	59 6.9
在村	2015	1171 58.1	553 27.4	523 26.0	16 0.8	12 0.6	31 1.5
不在村	970	334 34.4	264 27.2	349 36.0	26 2.7	15 1.5	6 0.6
不明	136	50 36.8	34 25.0	36 26.5	2 1.5	1 0.7	22 16.2

森林の所有目的についてみてみると、在村組合員の39.3%が財産保持的ではあるが、32.7%の林業経営目的の組合員がいるのに対し、不在村組合員は44.8%が財産保持的で、13.8%しか林業経営目的の組合員はいない。極めて林業経営に対して消極的である（表－4）。

表－4. 森林の所有目的（優先順位別）/1位

	サンプル数	林業経営	財産保持	趣味・この環境保全	目的はない	その他	無回答
合計	3121	823 26.4	1271 40.7	289 9.3	247 7.9	52 1.7	439 14.1
在村	2015	658 32.7	792 39.3	143 7.1	99 4.9	20 1.0	303 15.0
不在村	970	134 13.8	435 44.8	135 13.9	137 14.1	32 3.3	97 10.0
不明	136	31 22.8	44 32.4	11 8.1	11 8.1	0 0.0	39 28.7

表－5. 所有森林と隣の森林の境界認知

	サンプル数	いすたべいてわか	らな部いしかわか	らまないたくわか	無回答
合計	3121	2384 76.4	542 17.4	148 4.7	47 1.5
在村	2015	1691 83.9	274 13.6	34 1.7	16 0.8
不在村	970	591 60.9	255 26.3	103 10.6	21 2.2
不明	136	102 75.0	13 9.6	11 8.1	10 7.4

境界を大凡認知している組合員の割合は、在村組合員83.9%に対し、不在村組合員60.9%と在村組合員の割合が高い（表－5）。

過去5年間の森林整備実施状況は、在村組合員の76.1%が実施したのに対し、不在村組合員の53.8%しか実施していない。ここでも、不在村組合員の森林整備への関心の薄さが現れている（表－6）。

表－6. 過去5年間の所有森林整備の有無

	サンプル数	行った	行ってない	わからない	無回答
合計	3121	2144 68.7	898 28.8	41 1.3	38 1.2
在村	2015	1533 76.1	456 22.6	10 0.5	16 0.8
不在村	970	522 53.8	403 41.5	31 3.2	14 1.4
不明	136	89 65.4	39 28.7	0 0.0	8 5.9

森林整備実施の担い手は、在村組合員の場合は自力で実施する割合が63.1%と高く、自力でできない分をやむを得ず森林組合に委託（57.8%）する傾向がみられる。不在村組合員は自力実施が35.1%に対し、森林組合が60.3%と森林が遠いという距離的な制約もあり、森林組合への依存が強い。このアンケートが森林組合と共同で森林組合員を対象に実施されたという点を差し引いても、森林整備の担い手としての森林組合員の組合への期待は大きい。そして、森林所有者が、自力で森林整備を実施してきたのは、造林補助金が、森林所有者の重要な収入源となってきたことがその背景にある。近年、自力実施の場合、造林補助の対象としない方向で処理されてきているが、地域の暮らしを守り、森林計画に従って森林整備を進めていくためには、このような自力の森林整備を造林補助の対象としてもいいのではなかろうか（表－7）。

表－7. 森林整備の実行者

	行った	自分	民間業者	公社・公園	森林組合
合計	2144	1198 55.9	238 11.1	120 5.6	1239 57.8
在村	1533	968 63.1	168 11.0	96 6.3	875 57.1
不在村	522	183 35.1	66 12.6	17 3.3	315 60.3
不明	89	47 52.8	4 4.5	7 7.9	49 55.1

表-8. 森林整備を行っていない理由/5位までの合計

	行 っ て い な い	に 林 業 が 経 営 採 算 に 合 わ な い	識 時 間 が な い ・ 技 術 ・ 知	れ 高 が の で ぎ た め な い 手 入	い 森 林 に 関 心 が な	要 当 面 が な い 入 れ の 必
合計	898	505 56.2	452 50.3	331 36.9	146 16.3	133 14.8
在村	456	298 65.4	246 53.9	178 39.0	81 17.8	65 14.3
不在村	403	189 46.9	192 47.6	139 34.5	57 14.1	61 15.1
不明	39	18 46.2	14 35.9	14 35.9	8 20.5	7 17.9

一方、森林整備を実施してこなかった理由として、在村・不在村を問わず、多くの組合員が「林業経営が採算に合わない」ことをあげている。立木を伐採しても、その収益で造林・育林経費さえも賄えないためである。次いで、「自分で手入れをしたいがその技術と時間的余裕がないこと」をその理由にあげている。現金収入を得るために都市部に勤めに出たり、建設業に従事したりしたために、山に行く時間がなかったり、親から森林を相続したがこれまで林業に携わったことがないために、その知識や技術がなかったりするからである(表-8)。

そして、必要とする支援措置としては、在村・不在村とも「費用を軽減する措置」を求める組合員が最も多く、在村、不在村、それぞれ63.4%、56.1%、「ボランティア団体等による支援」を期待する組合員はそれぞれ48.7%、53.6%と続くが、「手入れの相談窓口」を求める組合員も、それぞれ45.8%、47.9%、「技術的支援」を求める組合員も、それぞれ40.4%、40.2%おり、造林や育林の知識や技術を学びたいという組合員も多い。一方、どのような支援措置があっても手入れしないという回答は、それぞれ1割程度であった(表-9)。

表-9. 森林整備に必要な支援内容/5位までの合計

	行 っ て い な い	機 相 手 間 談 入 が 、 れ 必 説 に 要 明 問 す し る て	技 術 支 援 が 必 要	援 減 費 が す 用 に つ よ う な て 支 軽	し 体 ポ で 等 ラ に ン し 手 テ い 入 れ を 団	も 手 支 り 入 援 は れ が な を あ い す て つ も	そ わ の か ら な い
合計	898	416 46.3	359 40.0	534 59.5	452 50.3	100 11.1	138 15.4
在村	456	209 45.8	184 40.4	289 63.4	222 48.7	49 10.7	61 13.4
不在村	403	193 47.9	162 40.2	226 56.1	216 53.6	49 12.2	69 17.1
不明	39	14 35.9	13 33.3	19 48.7	14 35.9	2 5.1	8 20.5

森林所有については、在村7.2%、不在村26.9%の組合員が森林を手放したいと答えている。「森林を手放したい」という組合員が不在村に比較的多くいたが、在村・不在村を通じて、森林を所有し続けたいという意志は強い(表-10)。

表-10. 森林の所有意思の有無

	サ ン プ ル 数	け 森 林 を 所 有 し 続	い 森 林 を 手 放 し た	無 回 答
合計	3121	2610 83.6	425 13.6	87 2.8
在村	2015	1815 90.1	146 7.2	54 2.7
不在村	970	684 70.5	261 26.9	25 2.6
不明	136	111 81.6	18 13.2	8 5.9

森林を所有し続けたいとする組合員の、今後の森林管理についての考え方は、できるだけ適切な管理を行いたいと考えている組合員が、それぞれ在村に70.5%、不在村に61.7%おり、「場所がわかる程度の管理はしたい」を加えると殆どの組合員は所有森林に対して、何らかの管理をしていきたいと答えている。放置すると答えた組合員は、在村8.35%、不在村13.7%のみであった(表-11)。

表-11. 「森林を所有し続ける」場合の今後の森林管理

	け 森 林 を 所 有 し 続	行 適 い 切 た な い 手 入 れ を	度 場 の 所 管 が 理 わ か る 程	放 置 す る	そ の 他 ・ 無 回 答
合計	2610	1771 67.9	459 17.6	256 9.8	124 4.8
在村	1815	1279 70.5	311 17.1	150 8.3	75 4.1
不在村	684	422 61.7	125 18.3	94 13.7	43 6.3
不明	111	70 63.1	23 20.7	12 10.8	6.0 5.4

また、今後も森林を所有し続け、適切に整備していきたいという組合員で、自力で手入れをしたいという組合員は、在村に37.8%、不在村に20.9%おり、自分でできない森林の手入れは森林組合に委託したいとする組合員の割合は在村は45.5%、不在村が50.2%であった。経済不況や公共事業の削減のなかで、自分で森林整備を行うことにより、造林補助金からいくらかの収入を得ることで家計費の足しにしたいと考える組合員は多い(表-12)。

表-12. 所有森林の管理方法

	行適 いた ない 手入 れを	理自 し分 たの い労 力 で 管	な部自 ど分分 にはで 委森 託林 組な 合い	ボ誰 ラか ンに テ任 イせ アたい	無 回 答
合計	1771	603 34.0	823 46.5	145 8.2	126 7.1
在村	1279	484 37.8	582 45.5	86 6.7	89 7.0
不在村	422	88 20.9	212 50.2	53 12.6	33 7.8
不明	70	31 44.3	29 41.4	6 8.6	4 5.7

IV まとめ

近年、農山村地域における人口の減少・高齢化及び恒常勤務通勤化が急速に進み、管理が十分に行われていない森林が増加している。そのことにより、森林の果たす多様な機能の発揮に支障を来すことが懸念される。そして、これまで森林管理に携わってきた世代が引退し、世代交代の波が押し寄せている。森林管理の後を引き継ぐ彼らに森林管理の知識・技術は少ない。

彼らは、「手入れの相談窓口の充実」や「助言・指導」を求めている。しかし、森林経営を指導する立場にある役場職員や県職員には異動があり、林業の専門家が林業を担当しているとは限らない。また、昨今の行政改革のなかで林業担当職員の人員削減、森林整備のための予算規模の縮小が進み、個別林家への十分な指導ができない状況にある。志賀は、「現代日本の森林管理問題」のなかで、「市町村の林務予算、執行体制ともに地域内の森林管理を全般的にカバーできる状況にはなく、個別の森林や所有者の状況把握までも市町村の林務職員に期待することはできない」としている(2)。

これまで、造林補助金の窓口として、森林組合員と直に接し、森林所有者の森林管理を作業面・技術面で支援してきた森林組合への期待は大きい。その森林組合も、広域合併や経営改善に迫られ、地域の森林所有者から遠い存在になりつつあり、地域の森林経営を適切に指導できる状況ではなくなりつつある。同じく志賀は、「森林組合は、指導事業や森林造成事業を通じて、地域の森林現況を把握し得る立場にあるが、事業に結びつかない管内の森林までも管理することは相応の費用負担がなされないかぎり一定の制約が生じる」と指摘している(2)。

このような状況を改善し、適切な森林整備が行われていくためには、国、県、市町村、森林組合の果たすべき役割を見直し、地域の林業の姿を示しつつ、森林所有者に森林経営や森林施業のあるべき方向を指導しうる体制を整備していく必要がある。

多くの組合員が、自らができない森林整備を森林組合に委ねたいとしている状況を踏まえれば、これまで森林所有者と直に接し、地域の森林の状況を一番よく把握しているはずの森林組合が、森林所有者と協議しながら、施業計画や具体的な事業の実施計画を作成し、その計画に基づいた森林所有者への技術指導に専念できる環境を整備するべきではなかろうか。

参考文献

- (1) 林野庁森林整備部(2001) 地球温暖化防止のための多様な森林整備に関する調査報告書. 99pp, 東京.
- (2) 志賀和人, 成田雅美編著(2000) 現代日本の森林管理問題. 535pp, 全国森林組合連合会, 東京.